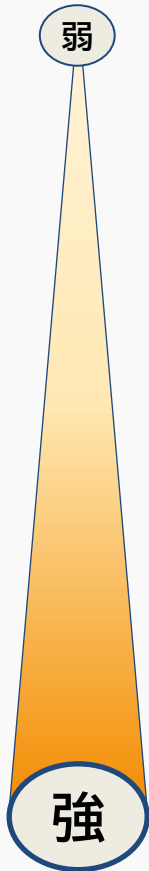


軽井沢町の自然保護のための 土地利用行為の手続等に関する条例 の一部改正（勧告・公表規定の改正）について

施行日：令和8年10月1日

体系図



根拠法令等	区 分	内 容
指 行 導 政	自然保護対策要綱の 改正	時代の変化と共に内容が実情に適合しなくなっている部分や不明確な定義などを改正
条 例	自然保護のための 土地利用行為の 手続等に関する 条例の改正	【勧告・公表規定の改正】 勧告及び公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、設計者及び工事請負人（下請人を含む）まで広げる 【罰則規定新設の検討】 拘禁刑又は罰金刑を科す改正を検討
都 市 計 画 法	特別用途地区の 指定	用途地域内でマンション（集合住宅）やホテル（宿泊施設）の建築を制限するエリアを指定
	特定用途制限地域の指定	用途地域外（＝白地地域）でマンションやホテル等の建築を制限するエリアを指定
	用途地域の見直し	町の現状に鑑みて用途地域の指定種類や区域設定の検討 （国が定めている区分：13種類⇔町の指定区分：3種類）
	風致地区の見直し	町の現状に鑑みて風致地区修正および制定

条例改正の目的・背景

目的: 事前着手等の違反行為の抑制の実効性を高めるため、勧告・公表規定の改正を行う

背景

「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、**特定の土地利用行為**を行う場合には、**町長との事前協議**を義務付けている。
しかし、**町長との事前協議**を経ずに**土地利用行為**が行われている**事例**がある。

特定の土地利用行為（一部抜粋）

- 土地の分譲又は分割（3区画以上）
- スポーツ施設、レクリエーション施設の設置又は変更
- 一戸建て専用住宅等を除く建築物又は工作物の新築・増築・改築・移転
- 飲食物の提供又は興行その他これらに類する行為
- 面積が300㎡以上の木竹の伐採 他

主な改正の内容(概要)

赤字＝改正（追加）部分

違反行為

① 事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき又はその準備行為があったとき。

② 事前協議の書類に虚偽の記載があるとき。

勧告・公表の流れ

違反行為



勧告



公表

町長が必要な措置を講ずるよう勧告

正当な理由がなく勧告に応じないときは、必要な手続きを経て氏名・住所等を公表

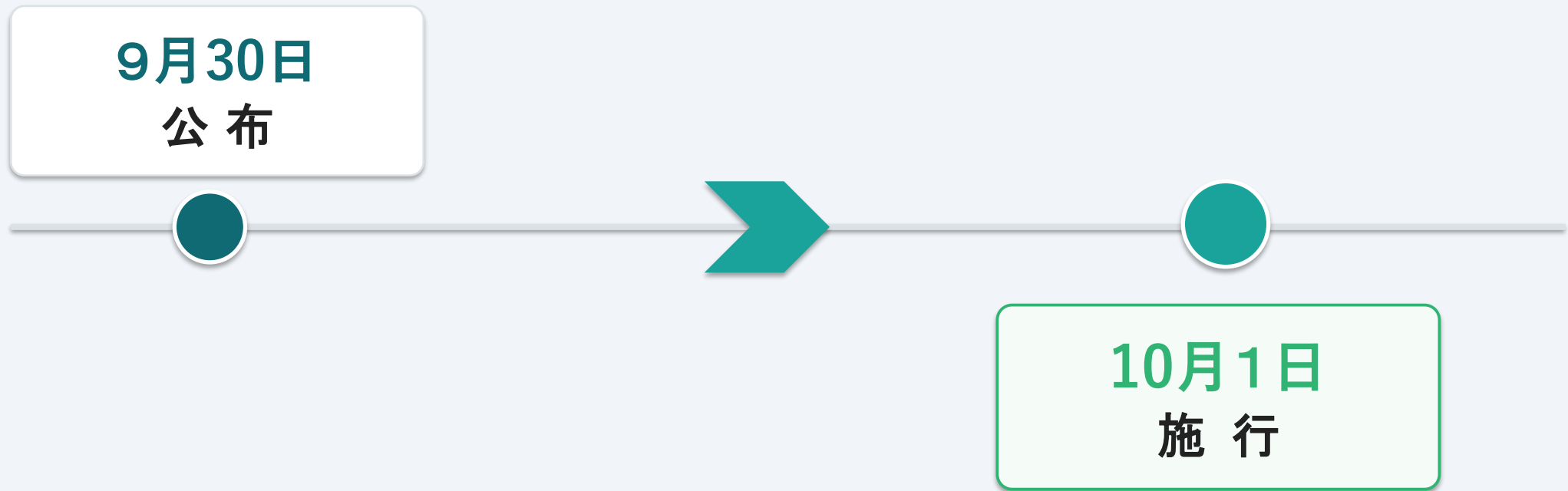
勧告・公表の対象者

土地利用行為者

設計者

工事の請負人
(下請人を含む)

改正条例のスケジュール(令和8年)



事業者・設計者・工事関係者の皆さまへ

適正な手続きの徹底をお願いします

1. 早期のご相談

事業計画の初期段階から、環境課へ手続きの流れや必要書類をご確認ください。

2. 着手タイミングの厳守

事前協議が全て終了するまでは、工事はもちろん、樹木の伐採や造成、仮設道路・進入路の設置等の準備行為も一切行えません。

3. 関係者間での情報共有

土地利用行為者・設計者・工事請負人・下請人の全員が条例の内容を正しく共有し、理解してください。

